

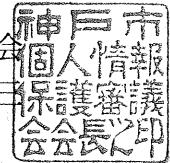
神戸市長 久元喜造様



答申第787号

令和元年11月26日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕



答申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、令和元年11月21日付け
神行税収第1005号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申しま
す。

記

収税課における防犯カメラの設置による個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 暴言や暴力などによる不当要求行為等が度々発生する行財政局税務部収税課に防犯カ
メラを設置することは、犯罪や迷惑行為等の抑制及び発生時の迅速、適切な対応に寄与
するものであり、市民等の安全確保の観点から、公益に資すると認められるので、妥当
である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄する等、個人
情報の適正な維持管理を行わなければならない。

収税課における防犯カメラの設置による個人情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申787

【収集する個人情報】

主として、次の個人情報の収集を行う。

- 1 撮影日時
 - 2 犯罪もしくは迷惑行為を行う者（神戸市庁舎利用規則第9条違反）の画像、音声
- 上記情報の収集を行うなかで、派生的に以下の情報の収集を行うことになる。
- 3 撮影対象地点である収税課接客スペースに来庁した人物、及び撮影対象地点を通過する人物の画像、音声